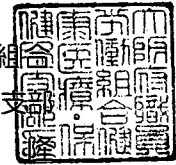


2026年 3月 5日

健康医療部長
西野 誠 様

大阪府職員労働組合
健康医療・保健所支部
支 部 長 山 本



2026年度健康医療・保健所支部要求書

組合員、職員の切実な要求を下記のとおり行います。誠意ある回答を求めます。

記

1. 労使慣行を遵守し、労働条件の変更については事前提案、合意を前提に十分な協議を行うこと。
2. 次の項目について労働条件の改善を図ること。(職員・非常勤職員含む)
 - 1) 休日、時間外対応や待機について、個人携帯を使用させないこと。また、待機時間についてオンコール手当を支給すること。
 - 2) 時間外の業務については全て手当を支給するとともに、10時以降の残業時には帰宅時のタクシー使用を認めること。
 - 3) 36協定を順守し、残業が発生しない業務量と人員配置のマネジメントを行うこと。
 - 4) 部分休業などの取得によって、職場内でしわ寄せが起らないよう対策を講じること。
 - 5) 遠距離通勤や長時間労働などにより職員を退職に追い込むような勤務条件としないこと。
 - 6) 36協定のない本庁職場においても年間360時間の上限を遵守すること。
 - 7) こころの健康総合センターにおいて、とりわけ時間外が発生しないよう、人員配置などの労働条件を確保すること。
 - 8) 監察医事務所の職場環境を整えること。
3. 労働安全衛生について、以下の改善をはかること。
 - 1) 全ての職場で労働安全衛生委員会を開催し、その決定を職場に活かすこと。
 - 2) 職場におけるメンタルヘルス対策を充実・強化させることによって、メンタル不全による病気休暇の削減に努めること。
 - 3) VDT 作業を行うための職場環境を整えること。妊産婦については軽減を図ること。
 - 4) すべての職場で、あらゆるハラスメントが起らないよう、職場研修と周知徹底を行うこと。
 - 5) すべての職場での冷暖房運転について、新たな基準での運転を徹底すること。
 - 6) 産業医面談について、より実効あるものにすること。